

令和 6 年 9 月
農業委員会議事録

開 催 日：令和 6 年 9 月 2 5 日（水）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 5 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 6 年 9 月 2 5 日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2 階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第4号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について

第5号議案 目標地図素案作成の取り組みについて

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時48分

9. 会議の内容

局 長

定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

また、先月と今月の利用状況調査は、暑い中での調査ということで大変ご苦労さまでした。今日みたいな涼しい日に調査できれば大分楽なのですが、昨日、今日はかなり涼しいということで、これが例年並みな温度らしいです。またこれから気温が30度近くになるということで、温度の変化が大きいと我々のように年を取ってくるとなかなか体温調整が難しく、風邪ひいたりしやすいので、十分に気をつけていただければと思います。

ここのところの米騒動で、多少米を作っている方にはここに顔をできるのかなと思います。農協も今年は1.5倍ぐらいの単価で仮渡金が出るということです。また、彩のかがやきについては学校給食1万袋集めるということで一生懸命集めているようですが、周辺の価格が結構高いので、なかなか難しい。そんな話も聞いています。量的には、うちの場合は去年と比べてそんなにいいことはないのですが、ただ、単価が上がっただけが多少の救いで、我々が農業を始めた頃は政府米が1万8,000円でしたが、やはりそれが最低限度の単価なのかなと思います。今農協もその単価まではいっていませんけれども、何とか彩のかがやきの給食米だけは近い金額になるのかなと思います。やはり物価高で、資材にしろ、農機具にしろ、みんな10年前からすると1.5倍ぐらいに値上がっていますので、古くなったからといってすぐに機械を替えましょうというわけにはなかなかいきません。昔は1,000万で高級外車を買おうか、コンバインを買おうかと冗談を言っていたのですが、今はコンバインの6条用で2,000万円超えだそうですので、

とてもではないけれども、それを10年で、どのくらいの面積をやれば元を取れるのか、ちょっと想像もつきません。

何はともあれ、この単価が来年も続くようになっていただければ、農家も我々も少しはやる気も出るのですが、保障がないので、今年も主要な産地が雨で被害を受けていますが、他の産地に被害があると、被害が少ない我々の地域の米の単価が上がるという、非常に矛盾した状況になるのは本当に困ります。しかし、この辺はいつも言うように、大きな災害が起きていないというのが現状で、我々の住むところが本当に平穏で、一番いいところなのかなと思っております。

話がまとまりませんが、後ほど11月の研修の話も出ますので、ぜひ大勢の方に参加をしていただきたいと思います。また、11日の研修に行っていた方には、暑い中ご苦労さまでした。本当に言葉整いませんが、慎重審議をお願いして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から11番の瀬尾委員、13番の小野寺委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は5,735平方メートルです。通作距離は0.35キロメートル、農機具は

議 長

7 番推進委員
(高島委員)

完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万5,317平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万5,317平方メートルです。通作距離は2.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万5,317平方メートルです。通作距離は3.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5万296.06平方メートルです。通作距離は1.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

以上5件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員7番の高島委員、3番については推進委員5番の岡安委員、4番については推進委員6番の須賀委員、5番について推進委員の●●委員の案件ということで、代わりに現地調査を行った瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について高島委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。9月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具についても問題ありません。

2番の件について説明します。同じく9月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具についても問題ありません。

議長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

続いて、3番について、岡安委員よりお願いいたします。

5番推進委員

3番の件について説明いたします。

(岡安委員)

9月21日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり現地の管理状況については問題ございません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、4番について須賀委員より申し上げます。

6番推進委員

4番の件について説明します。

(須賀委員)

9月22日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、現地に工作物等の違反はありませんでした。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり現地の管理状況については問題ありません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、5番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

11番委員

5番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)

9月22日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、工作物等の違反はございませんでした。許可申請の目的は営農拡張でありまして、事務局説明のとおり現地の管理状況については問題はございません。

以上、報告いたします。ご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページから3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から9番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の居住地からも近いため、大きく生活環境が変わることもなく、公私ともに親交の深い伯父の住まいにもほど近いので、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成18年に市外に本店を置き、主に造成及び建築外構工事業を営む法人です。現在取引のある他社の資材置場を間借りしておりますが、退去を求められ、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からもほど近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は隣接地の病院建設工事に伴う資材及び重機置場のための一時転用です。転用理由といたしまして、借人は昭和48年に市内に本店を置き、主に土木建築工事業を営む法人です。令和6年3月に農地法第5条の許可を得た病院建設予定地内に資材及び重機置場が確保できないため、申請地を工事期間中、

資材及び重機置場として利用したいとの理由です。建設工事完了後は、農地として復元し、貸人へ返却するものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和3年に市外に本店を置き、主に電話架設に関する土木工事業を営む法人です。現在賃借している資材置場の立ち退きを求められ、新たに資材置場を確保するため土地を探していたところ、申請地は現在使用している資材置場からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父の所有する土地で借り受けできることになりました。また、実家にも近く、将来祖父や両親の介護等、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、持ち主である親族が住宅を移転する計画があり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は慣れ親しんだ現在の住まいにも近く、近隣にはショッピングモールやクリニック等があり、祖母の居宅にもほど近い場所で、何かあった際、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の親族の住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にもほど近く、将来両親の介護等も踏まえ、最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、子育てに必要な十分な広さの戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通

議

長

勤にも便利で、近隣には保育園や小学校があり、近くには商業施設や公園もあることから、子育てをする環境が整っており、最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の伯父の所有する土地で借り受けできることになりました。また、妻の実家にも近く、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び2番について小林委員、3番及び4番について豊田委員、5番については私から説明します。6番から8番については田口委員、9番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、小林委員よりお願いいたします。

9 番 委 員

(小林委員)

1番の件について説明します。

9月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断いたします。

続きまして、2番の件について説明します。同じく9月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場及び駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

8 番 委 員
(豊田委員)

続いて、3番及び4番について、豊田委員よりお願いいたします。

3番の件について説明します。

9月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場の一時転用です。北側は道路、南側は水路に面し、西側隣地は宅地、東側は農地転用済みの敷地と一体利用するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。以上、報告いたします。

続きまして、4番の件について説明します。9月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、5番については私から説明いたします。

5番の件について説明します。9月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、東側と北側の一部に生垣、南側と西側を既設及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、6番から8番について、田口委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田口委員)

それでは、6番から8番につきまして説明いたします。

まず、6番の件について説明いたします。9月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲に新設でコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7番の件について説明いたします。同じく9月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、8番の件について説明いたします。同じく9月13日に

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

議 長

3 番 委 員
(田口委員)

統 括 主 幹
議 長
全 員
議 長

現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。北側が出入口であり、東側には既設ブロック及びフェンスが設置され、そのほかは新たにコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、9番について、石塚委員よりお願いいたします。

9番の件についてご説明します。

9月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲に既設及び新設コンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

すみません。3番の資材置場・重機置場設置の場所についての確認、1点だけご質問があります。

病院等の建設に伴いまして、資材等を置く一時転用という形で説明をいただいております。そちらの利用が終わりましたら農地に戻すというお話ですが、現況、田というところで、こちらの一時転用を終了した時点で農地は田として戻すのでしょうか、それとも畑という形で戻すのでしょうか。その点だけ質問いたしたいと思います。よろしくお願いします。

現況の田に復元するということで、申請のほうは伺っております。

ほかに質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番から3番について、事務局から説明願います。

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の4ページから5ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番から3番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は942平方メートル、新規で、期間は5年です。

2番、面積は3,333平方メートル、再設定で、期間は5年です。

3番、面積は3,233平方メートル、再設定で、期間は5年です。

以上、3件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長
議員
議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

議

長

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案の4番については、議事参与規制のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時27分)

(●番 ●●委員退室：午前10時27分)

(再開時刻：午前10時28分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案の4番について、事務局から説明願います。

統括主幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての4番について説明いたします。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

4番、面積は857平方メートル、再設定で、期間は10年です。

本件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員	員	なし。
議 長	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議 長	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。
		ここで暫時休憩いたします。
		(休憩時刻：午前１０時３０分)
		(●番 ●●委員入室：午前10時30分)
		(再開時刻：午前１０時３１分)
議 長	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		続きまして、第４号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の６ページを御覧ください。
		第４号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出についてご説明いたします。
		越谷市都市計画審議会委員の選出につきましては、越谷市農業委員会総会運営申合せ事項第５・②の規定により、会長が委員となります。令和６年５月２４日の農業委員会会議において、会長が当該委員に受任しておりましたが、令和６年８月３０日付で越谷市長より、令和６年１０月７日をもって任期満了となることから、推薦の依頼があり、引き続き会長を当該委員に選出するものです。
		事務局からは以上です。
議 全 員	長	ただいまの説明について、意見はございませんか。
	員	なし。
議 長	長	意見はないということでございますので、事務局の説明どおり、会長を当該委員に選出することに異議はございませんか。
全 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしということで、会長を当該委員に選出することに決定いた

局 長

しました。

続きまして、第5号議案 目標地図素案作成の取り組みについて、事務局から説明願います。

第5号議案の目標地図素案作成の取り組みについての資料を御覧ください。

1枚目ですけれども、地域計画（目標地図）の概要、①概要及び計画策定の流れというところについて、まず説明いたします。令和5年4月に農業経営基盤強化法の一部が改正され、地域計画の策定が法定化され、市町村による策定が必要になりました。地域計画とは、地域農業の将来の在り方と目標地図を地域ごとに定めたものです。目標地図とは、農地1筆ごとにおおむね10年後の担い手を位置づけた地図とされています。

この計画策定の流れについてですけれども、市は地域における農業の在り方等に関する協議の場を設け、その結果を踏まえた地域計画を策定するとされています。また、地域計画に位置づける目標地図の素案は、農業委員会が作成するということになっています。大まかな流れについては、そこにある図のとおりとなっていますけれども、①として、市は地域における農業の将来の在り方等に関する協議の場を設け、その結果を公表する。その協議の結果を基に、市は地域計画の案を作成、またそのときに農業委員会は担い手を位置づけた目標地図の素案を作成する。地域計画の案と目標地図の素案を基に、関係機関への意見聴取を行って、2週間の縦覧期間を設けた後、地域計画を報告するという流れになります。

その次の資料をめくっていただくと、②地域計画の策定効果というところを御覧ください。地域計画の策定に伴う効果について、地域、それから担い手、それから所有者の各区分に分けて整理をしてあります。策定した地域計画については、原則年1回程度、担い手の耕作予定地の変更など、計画と目標地図の見直しを行う必要があるとされています。地域計画の策定効果については、農地保全の進展が期待される、それから担い手が各種支援を受けやすくなるなどとされておりま

すが、越谷市としましては、目標地図に担い手を位置づけない場合、国の各種支援が受けられないのではないかと、また所有者についても、目標地図に位置づけられた農地については転用の制限等、そういった厳しい制限が生じるのではないかという懸念をしているところです。

次の資料をめぐっていただいて、越谷市における目標地図の取組についてというところですが、結局今までの人・農地プランでは将来の農地の利用予想までは求めておらず、不十分ではないかということで、人・農地プランを法律に基づいて地域計画と名前を変えて、農地の集約化を含めた将来の農地の利用目標を考えていこうということになるようです。先ほども申し上げたように、目標地図とはおおむね10年後の担い手を位置づけた地図、農地ごとに将来の担い手をイメージとして示すもの、この目標地図を作成することにより、農地の集約が進めやすくなるというものになります。市内には、実施予定も含めまして、集積事業を行っている地区が5地区あります。この5地区については、その目標地図は集積事業の計画図をそのまま目標地図とする予定です。ちょっとこちら、今日資料はつけていないですが、集積事業の図面は見たことある方もいらっしゃると思いますけれども、あれをそのまま目標地図とする予定です。

それ以外の地域についても、やはり目標地図を作成する必要があるのですが、作成に当たりましてあくまでもイメージであり、地図に位置づけられることにより権利が設定されるものではないと国は言っているのですが、担い手が位置づけられた農地を農地以外の利用を図りたいという場合には、農用地の場合は農用地区域からの除外だけでなく、地域計画区域からの除外も必要になるという縛りがかかってきたり、また担い手の側から言えば、10年後どうなっているかなんてなかなか想像しがたいですし、農業を続けられているかも分からない中で、イメージとは言っても地図に位置づけられるというのはいかななものかなどといった意見もあります。そういった意見も踏まえ、よく話し合っただけで決めていく必要があるわけですから目標地図をちゃんとしたものを作成するには、相当な時間と労力が必要となると考えられます。

しかしながら、今後国の支援策の対象が、目標地図に位置づけられた担い手となる可能性、つまり目標地図に位置づけられた担い手でないといろんな支援が受けられないよという可能性も十分考えられます。そのため、目標地図への位置づけについて、越谷市としましては農地として守らなければならない農用地区域、いわゆる青地で、それから営農意欲のある担い手、すなわち認定農業者が所有している農地及び利用権を設定して耕作している農地という点をまずは基本に考えていきたいと考えています。

それから、参考につけた地図がありますが、それは認定農業者の方の所有地を基本に色をつけてあります。しかし、認定農業者の方であっても、所有地以外しか耕作していないという方もいます。ですから地図に落とすためには所有地だけだと、そういった弊害も出てきますので、利用権の設定地についても落とす必要があると思いますので、その辺は精査して、皆さんに受けられる支援が受けられなくなるということがないように考えていきたいと思っています。

一応そういった考えで、越谷市としては国のほうでも今年度中に目標地図をつくらなければいけないとしているのですけれども、ただ地域の実情に応じてきちんとした目標地図までいかなくても、現状を落としたような地図でもいいから、とにかく今年度中に作成するようということが言われていますので、越谷市としてはどちらかということ越谷市で集積事業以外の参考につけた地図のようなケースについては、目標地図というよりも現況の地図という意味合いが強くなってしまいましたが、その現況の地図をまず作成して、今後毎年1回の見直しの中でより目標地図に近いものとなるように改定していくということで考えています。

そういった考えでよろしいかというところを今日、皆さんにお伺いさせていただいて、承認をしていただければ、その後実際の地図の作成作業に取りかかって、11月の会議のときには皆さんにその案をお示しして、これで越谷市のほうに提出してよろしいかというのをまた伺いたいと思っています。

議長

以上です。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

どうぞ。

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

これは越谷市全体をやるのですか。

局長

はい。越谷市全体のいわゆる青地の部分、農用地区域の部分だけ。

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

地域を限定ではなくて、越谷市全体をやる。

局長

全体です。

議長

ほかに。

三ツ木委員。

1 番 委 員
(三ツ木委員)

集積事業と越谷市の地域計画事業の違いというのはどこなのですか。

局長

集積事業については、地域の方で話し合っ、実際にどこを皆さんが耕作するかというのを決めて、それに基づいて契約もしてやっていく形になっていますけれども、地域計画は本来国が求めているものは、集積地と同じように集積地以外の地域も10年後誰が耕作すると決めて、契約はしないですけれども、ちゃんと色も塗って、ある程度集約された形の地図を作ってほしいということなので、だから本来の国が求めている理想型としては、集積事業の地図も、それ以外の地区の地図も同じような形で作るのを国は当初想定していたと思うのですけれども、越谷市の場合は集積事業のところは集積事業の形で、それ以外のところは先ほど申し上げたように、現況の地図を取りあえず作って、それを今後農地の耕作地の交換とかができるようになったら、それに基づいて色も塗って行って、最終的には理想に近いものをつくり上げていこうという、そういう考えで今やっているのですけれども、そういう答えでよろしいですか。

議長

よろしいですか。

1 番 委 員

はい。

(三ツ木委員)		
議 全 議	長	ほかに。よろしいですか。
	員	なし。
	長	それでは、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして、報告でございます。 事務局より報告願います。
統 括 主 幹		それでは、報告させていただきます。 議案書の８ページから11ページです。第１号報告 農地法第３条の３の規定による届出の受理について、５件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 続きまして、議案書の12ページです。第２号報告 農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について、４件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 第１号報告及び第２号報告についての届出書は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。 続きまして、議案書の13ページです。第３号報告 農地の改良に係る届出について、２件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。 報告事項は以上です。
	長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。
	局 長	会長、ありがとうございました。 それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

皆様、本日は農業委員会審議会に出席ありがとうございます。やっ
と季節らしい気温になってきたのかと思います。変わらぬ調子で来月
も農業委員会の出席、よろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

局 長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時48分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 9月25日

議 長

署名委員

署名委員